改正後	改正前
（派遣除外職員） **第三条**　福島復興再生特別措置法第四十八条の二第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一～八　（略） （削る） 九～十一　（略）	（派遣除外職員） **第三条**　福島復興再生特別措置法第四十八条の二第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一～八　（略） 九　平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定により派遣されている職員 十～十二　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）に基づき、人事院規則一―七二（職員の平成三十七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年四月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一―七二―一

人事院規則一―七二（職員の平成三十七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―七二（職員の平成三十七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（派遣除外職員） **第三条**　平成三十七年国際博覧会特措法第二十四条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一～九　（略） （削る） 十・十一　（略）	（派遣除外職員） **第三条**　平成三十七年国際博覧会特措法第二十四条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一～九　（略） 十　平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定により派遣されている職員 十一・十二　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則八―一二（職員の任免）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年四月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則八―一二―一四

人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を改正する人事院規則

人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（併任の解除及び終了） **第三十七条**　（略） ２　（略） ３　次の各号のいずれかに該当する場合においては、併任は、当然終了するものとする。 一～十二　（略） （削る） 十三・十四　（略）	（併任の解除及び終了） **第三十七条**　（略） ２　（略） ３　次の各号のいずれかに該当する場合においては、併任は、当然終了するものとする。 一～十二　（略） 十三　職員が平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定により派遣された場合 十四・十五　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年四月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―二―七一

人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（専門行政職俸給表の適用範囲） **第二条の二**　専門行政職俸給表は、次に掲げる職員に適用する。 一～四　（略） 五　国土交通省航空局の航空情報管理管制運航情報官、技術管理航空管制技術官及び性能評価航空管制技術官並びに地方航空局又は航空交通管制部のシステム運用	（専門行政職俸給表の適用範囲） **第二条の二**　専門行政職俸給表は、次に掲げる職員に適用する。 一～四　（略） 五　国土交通省航空局の航空情報管理管制運航情報官及び技術管理航空管制技術官並びに地方航空局又は航空交通管制部のシステム運用管理官、管制保安部長、航